

平成26年3月 策定
平成27年3月 改定
令和4年4月 一部改訂
令和7年8月 一部改訂

杉並区立東田小学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法の制定を受け、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことのできるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として以下の基本方針を策定した。

《いじめの定義と本校としてのいじめ問題への基本的な考え方》

いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットで行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。いじめを受けた子どもたちは、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであること、また、いじめを行った子どもたちにも、その成長に多大なる影響を与えるものである。以上のことを探り組んでいく。しかし、いじめはどの学校でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

以上の考え方をふまえ、以下の3つの基本理念をまとめて示した。

- (1) いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、防止に取り組む。そして、人権尊重の精神に基づき、いじめをせず、お互いの人格を尊重できる子どもたちを育てる能够るように全教職員が不断の努力をする。
- (2) いじめは全ての子どもに関する問題であり、いじめはいつ、いかなるところでも起こりうる、との認識に立ち、全教職員が子どもたちの状況を十分に把握する。
- (3) 子どもたちの生命及び心身を保護することが最も重要であるという認識に立つ。その上で、家庭、地域、杉並区教育委員会、関連諸機関等と連携し、いじめを受けた子どもには寄り添い、守ること、またいじめを行った子どもには毅然とした態度で十分な指導を行う。さらに、周囲の子どもたちには勇気をもっていじめ阻止のために行動させるようにする。

1 本校におけるいじめ防止等に関する取組

(1) 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」ということを学校全体で確認する。
- ・対策委員会の設置。
- ・学期に1度（4月・9月・1月）は、いじめに関する内容の授業を実施する。（道徳や特別活動）

(2) 早期発見

- ・児童全員に学期1回、いじめに関する意識調査の実施。（ふれあい月間）
- ・スクールカウンセラーによる巡回や面接（給食時間等）、5年生における全員面談。
- ・チーム担任制を生かし、複数の目で児童の様子を見取り、情報交換する。
- ・全教職員による休み時間や登下校時の子どもの観察。
- ・生活支援部会・特別支援教育校内委員会による情報交換。

(3) 早期対応

- ・対策委員会を核として役割分担を明確にした対応
被害の子どもへの支援（安全確保とスクールカウンセラーを活用したケア）
加害の子どもへの指導（組織的、継続的な観察、指導）
周囲の子どもへのケア（いじめを伝えた子どもの安全確保 等）

(4) 重大ないじめ事態が発生した場合の対応

学校、保護者、地域が一丸となって子どもを守り通す。

○被害の子どもの保護、ケア

- ・複数の教員によるマンツーマンでの保護
- ・スクールカウンセラーによるケア
- ・適応指導教室への通級等の実施

○加害の子どもへの働きかけ

- ・別室での学習の実施
- ・警察への相談、通報
- ・加害の子どもの保護者を含めた、スクールカウンセラー等を活用してのケア

○東京都教育相談センターに設置してあるいじめ等の問題解決支援チームの活用

2 教育委員会や関係諸機関との連携

○教育委員会への報告と連携

- ・指導課学校問題対応支援係（CEDAR）との連携

○児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

- ・児童相談所：家庭での児童虐待等が疑わられ、いじめの原因の一つとして考えられる場合
- ・医療機関：子どもに精神疾患等が疑われる場合

3 いじめ防止に向けた校内組織（いじめ防止等に関する措置を実行的に行うための組織）

○学校いじめ防止対策委員会組織

①構成メンバー

校長、副校長、主幹、生活指導主任、保健主任、当該児童のチーム主任・担当教員、スクールカウンセラー

（警察のスクールサポーター）

②内容

- ・子どもたちや学級・学年等の様子についての情報交換を行い、特にいじめの早期発見や早期対応が図れるようとする。
→毎週金曜日に、全教職員で情報交換を行い、これを定例のいじめ防止対策会議と位置付ける。
その他、必要に応じて委員会を隨時開く。
- ・情報については常に校長に伝えるようにし、校長が対応の必要ありと判断した場合には、必ず臨時対策会を開催する。
- ・臨時対策会については、具体的方策を確認し、事実認定、調査等を行わせるようにする。
- ・本委員会は、校長の指導の下、適宜研修会を開催する。

4 教職員のいじめ防止に向けた対応能力を図るための取組

いじめ問題に適切に対応できるようにするために、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個人による対応のみならず、学校全体による組織的な対応が不可欠なため、対策委員会を中心に研修を企画する。